入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。 令和6年2月13日

契約担当者

警察共済組合兵庫県支部長 村井 紀之

- 1 入札内容
- (1) 件名

歯科技工委託

(2) 技工項目及び材料の数量及び特質等 入札説明書のとおり

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、委託期間の終了の日までに何らかの意思表示がないときは、その翌日においてさらに1年間同一の条件で更新するものとし、その後、令和9年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

(5) 入札方法

前記(2)の技工項目及び材料の単価について入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110 分の 100 に相当する金額で入札すること。

- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者 名簿に登録されている者(同等の資格登録を含む。)又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更正手続開始申立て及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3に基づく衛生検査所の登録をうけていること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等
- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

警察共済組合兵庫県支部 担当 小屋敷

電話(078)341-7441 内線2842 FAX(078)351-7880

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年2月13日(火)から2月19日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和6年2月26日(月)午後1時30分 兵庫県警察本部本館警務部厚生課

(4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和6年2月22日(木)午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約金額(消費税および地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額(当該金額1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次の場合、保証金の全部又は一部を免除する。

ア 保険会社との間に警察共済組合兵庫県支部長を被保険者とする履行保証保険を締結し、その保険証券 を契約保証金に代えて提出したとき。

イ 過去に契約の実績があり、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の 入札でないこと。

- ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。
- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要作成

(6) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。